

令和5(2023)年度 大気汚染常時監視測定局（自動車排ガス測定局）移設業務委託についての質問事項及び回答

質問1、移設地のおぐら橋下草地（小山市小袋353-1）に設置するとき、その許可を得る機関は小山市になりますか？この土地の所有者はどちらになるのでしょうか。

⇒ 設置作業にかかる届出先及び所有者については、小山市です。

質問2、移設地に局舎及びPM2.5計を設置した後、フェンスで囲うのでしょうか。いたずらとかの懸念からPM2.5計のみフェンスで囲った方が無難と考えますが如何でしょうか。

⇒ ガードレールに囲われた地点のため、フェンスは不要です。

質問3、足利自排局の撤去物を産廃業者に引き渡す方法について。先に局舎を引き渡し、その後基礎部を解体し、それを再度産廃業者に引き渡す段取りでよろしいでしょうか。また、局舎はそのままの形で引き渡すということでもよろしいでしょうか。エアコンも付けたままで引き渡してよろしいでしょうか。基礎部の解体時、フレコンパックなどの入れ物を産廃業者から提供して頂けるのでしょうか。

⇒ 基礎の解体及び撤去については、県が別途委託する事業者が実施します。

本業務は「自排局を撤去できる状態にすること」を目的としております。

そのため、局舎及び廃棄する付帯物について撤去可能な状態にし、引き渡しをお願いします。局舎はそのままの形で差し支えありません。エアコンについてもつけたままで差し支えありません。